

## 大阪エコ農産物認証事業実施要綱の運用細則 新旧対照表

新	旧
<p>第1～第12 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この細則は平成13年12月10日から施行する。                      この細則は平成14年12月9日から施行する。                      この細則は平成15年11月19日から施行する。                      この細則は平成16年6月14日から施行する。                      この細則は平成16年10月15日から施行する。                      この細則は平成17年5月18日から施行する。                      この細則は平成18年10月27日から施行する。                      この細則は平成19年6月11日から施行する。                      この細則は平成21年4月16日から施行する。                      この細則は平成24年2月1日から施行する。                      この細則は平成25年2月28日から施行する。                      この細則は平成25年5月29日から施行する。                      この細則は平成25年9月24日から施行する。                      この細則は平成26年6月3日から施行する。                      この細則は平成26年9月18日から施行する。                      この細則は平成28年11月17日から施行する。                      この細則は平成29年7月31日から施行する。                      この細則は平成29年12月19日から施行する。                      この細則は平成30年6月4日から施行する。                      この細則は平成30年12月3日から施行する。                      この細則は令和元年5月21日から施行する。                      この細則は令和2年12月17日から施行する。                      この細則は令和3年4月1日から施行する。  <u>この細則は令和4年5月23日から施行する。</u></p>	<p>第1～第12 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この細則は平成13年12月10日から施行する。                      この細則は平成14年12月9日から施行する。                      この細則は平成15年11月19日から施行する。                      この細則は平成16年6月14日から施行する。                      この細則は平成16年10月15日から施行する。                      この細則は平成17年5月18日から施行する。                      この細則は平成18年10月27日から施行する。                      この細則は平成19年6月11日から施行する。                      この細則は平成21年4月16日から施行する。                      この細則は平成24年2月1日から施行する。                      この細則は平成25年2月28日から施行する。                      この細則は平成25年5月29日から施行する。                      この細則は平成25年9月24日から施行する。                      この細則は平成26年6月3日から施行する。                      この細則は平成26年9月18日から施行する。                      この細則は平成28年11月17日から施行する。                      この細則は平成29年7月31日から施行する。                      この細則は平成29年12月19日から施行する。                      この細則は平成30年6月4日から施行する。                      この細則は平成30年12月3日から施行する。                      この細則は令和元年5月21日から施行する。                      この細則は令和2年12月17日から施行する。                      この細則は令和3年4月1日から施行する。</p>

# 大阪エコ農産物認証事業実施要綱の運用細則 新旧対照表

新

旧

別記 I

別記 I

エコ農産物栽培基準				令和4年5月 日 最終改正				
農薬については、当該作物が農薬取締法に基づく適用作物の範囲に含まれるものであることとする。								
大グループ名	作物名	(品種等)	作型	栽培期間(月)	農薬 上 限 使 用 延 成 分 回 数			
					チッソ	リン酸(目録)		
米	水稲				7	4.5	3	
豆類(雑穀)	だいず				4	2	7.5	
	さつまいも(かんしょ)				0	3	4.5	
いも類	さといも				4	8.5	7	
	じゃがいも(ばれいしょ)				0	7	4	
	ヤーコン				0	6	5	
雑穀類	やまのいも				0	5.5	10.5	
	スイートコーン(未成熟とうもろこし)				1	9	5.5	
赤しそ	赤しそ				0	3	1	
	アスパラガス				9	10	9.5	
いちご	いちご			9	12	9	10	
	えだまめ	露地			2	6	3	
おおば	おおば	施設			2	5.5	2.5	
	オクラ				2	8	5.5	
かぶ	オクラ				4	14.5	10	
	かぶ				3	6	8	
かぼちゃ	かぼちゃ				2	11	7.5	
	カリフラワー				6	21	14.5	
キャベツ	キャベツ				8	20	15.5	
	きゅうり	露地		4	8	18	21	
くわい	きゅうり	施設		5	14	17.5	5	
	くわい				3	19.5	12.5	
ごぼう	ごぼう				1	12.5	8	
	ごまつな	露地			3	9.5	6.5	
さやいんげん	ごまつな	施設			3	7.5	5	
	さやいんげん				8	8	8	
さやえんどう	さやえんどう				3	3.5	7	
	しゅんぎく	露地			4	10	6.5	
しろりり	しゅんぎく	施設			3	6.5	4	
	しろりり				2	8.5	6.5	
しろな	しろな	露地			2	7.5	4.5	
	ずいか	施設			2	5	3	
ずいき(さといも葉柄)	ずいき				5	11.5	8	
	ズッキーニ				2	12	4	
だいこん	ズッキーニ				2	8	6	
	だいこん				4	12	7	
たまねぎ	たまねぎ				7	10.5	15.5	
	チンゲンサイ				1	8.5	6.5	
とうがらし類	とうがらし類				2	15	10	
	とうがら				1	11.5	9	
トマト	とうがら				1	11.5	9	
	トマト			9	14	18	19	
なす	なす	露地			10	19	32	27.5
	なす	施設			9	16	32	20.5
なばな類	なす	露地			10	19	32	27.5
	なす	施設			9	16	32	27.5
にがうり	なす	露地			10	19	32	27.5
	なす	施設			9	16	32	27.5
にんじん	なばな類				1	16.5	13	
	にがうり				3	21	17.5	
にんにく	にんじん				1	10	6.5	
	にんじん				1	10.5	12	
ねぎ	ねぎ				7	12	8	
	はくさい				6	24	14	
菜ごぼう	はくさい				2	11	6.5	
	菜ごぼう				1	5.5	4.5	
菜だいこん	菜だいこん				1	5.5	4.5	
	非結球あぶらな科葉菜類				0	6	4	
非結球メキャベツ	※しろな、ごまつな、チンゲンサイ、みずなを除く				0	6	4	
	非結球メキャベツ				1	11.5	11	
非結球レタス	※ブチワエール等				1	12	9	
	非結球レタス				1	12	9	
ピーマン	※かきしゅ、サラダ菜等			6	6	16	13.5	
	ピーマン				6	16	13.5	
ふき	ふき				4	28.5	28.5	

エコ農産物栽培基準				平成29年12月19日 最終改正				
農薬については、当該作物が農薬取締法に基づく適用作物の範囲に含まれるものであることとする。								
大グループ名	作物名	(品種等)	作型	栽培期間(月)	農薬 上 限 使 用 延 成 分 回 数			
					チッソ	リン酸(目録)		
米	水稲				7	4.5	3	
豆類(雑穀)	だいず				4	2	7.5	
	さつまいも(かんしょ)				0	3	4.5	
いも類	さといも				4	8.5	7	
	じゃがいも(ばれいしょ)				0	7	4	
	ヤーコン				0	6	5	
雑穀類	やまのいも				0	5.5	10.5	
	スイートコーン(未成熟とうもろこし)				1	9	5.5	
赤しそ	赤しそ				0	3	1	
	いちご			9	12	9	10	
えだまめ	えだまめ	露地			2	6	3	
	おおば	施設			2	5.5	2.5	
オクラ	おおば				2	8	5.5	
	オクラ				4	14.5	10	
かぶ	かぶ				3	6	8	
	かぼちゃ				2	11	7.5	
カリフラワー	カリフラワー				6	21	14.5	
	キャベツ				8	20	15.5	
きゅうり	きゅうり	露地		4	8	18	21	
	きゅうり	施設		5	14	17.5	5	
くわい	くわい				3	19.5	12.5	
	ごぼう				1	12.5	8	
ごまつな	ごまつな	露地			3	9.5	6.5	
	ごまつな	施設			3	7.5	5	
さやいんげん	さやいんげん				8	8	8	
	さやえんどう				3	3.5	7	
しゅんぎく	しゅんぎく	露地			4	10	6.5	
	しゅんぎく	施設			3	6.5	4	
しろりり	しろりり				2	8.5	6.5	
	しろな	露地			2	7.5	4.5	
ずいか	ずいか	施設			2	5	3	
	ずいき(さといも葉柄)				5	11.5	8	
ズッキーニ	ずいき				2	12	4	
	ズッキーニ				2	8	6	
だいこん	だいこん				4	12	7	
	たまねぎ				7	10.5	15.5	
チンゲンサイ	チンゲンサイ				1	8.5	6.5	
	とうがらし類				2	15	10	
とうがら	とうがら				1	11.5	9	
	トマト			9	14	18	19	
なす	なす	露地			10	19	32	27.5
	なす	施設			9	16	32	20.5
なばな類	なす	露地			10	19	32	27.5
	なす	施設			9	16	32	27.5
にがうり	なす	露地			10	19	32	27.5
	なす	施設			9	16	32	27.5
にんじん	なばな類				1	16.5	13	
	にがうり				3	21	17.5	
にんにく	にんじん				1	10	6.5	
	にんじん				1	10.5	12	
ねぎ	ねぎ				7	12	8	
	はくさい				6	24	14	
菜ごぼう	はくさい				2	11	6.5	
	菜ごぼう				1	5.5	4.5	
菜だいこん	菜だいこん				1	5.5	4.5	
	非結球あぶらな科葉菜類				0	6	4	
非結球メキャベツ	※しろな、ごまつな、チンゲンサイ、みずなを除く				0	6	4	
	非結球メキャベツ				1	11.5	11	
非結球レタス	※ブチワエール等				1	12	9	
	非結球レタス				1	12	9	
ピーマン	※かきしゅ、サラダ菜等			6	6	16	13.5	
	ピーマン				6	16	13.5	
ふき	ふき				4	28.5	28.5	

# 大阪エコ農産物認証事業実施要綱の運用細則 新旧対照表

新										旧									
大グループ名	作物名	(品種等)	作型	栽培期間(月)	農業上 限使用 延 成 分 回 数	化学肥料上限使用量(kg/10a)			大グループ名	作物名	(品種等)	作型	栽培期間(月)	農業上 限使用 延 成 分 回 数	化学肥料上限使用量(kg/10a)				
						チopp	リン酸(目標)								チopp	リン酸(目標)			
野菜類	ブロッコリー				6	21	11.5		ブロッコリー				6	21	11.5				
	ほうれんそう		露地		3	12.5	10		ほうれんそう		露地		3	12.5	10				
			施設			10	8				施設			10	8				
	まこもたけ				0	9	7.5		まこもたけ				0	9	7.5				
	実えんどう				3	3.5	7		実えんどう				3	3.5	7				
	※グリーンピース等								※グリーンピース等										
	みずな				3	11.5	7.5		みずな				3	11.5	7.5				
	未成熟そらまめ				4	8	4		未成熟そらまめ				4	8	4				
	みつば				3	17.5	13		みつば				3	17.5	13				
	ミニトマト				9	14	18	19	ミニトマト				9	14	18	19			
	モロヘイヤ				1	12	12		モロヘイヤ				1	12	12				
	レタス				1	12	9		レタス				1	12	9				
れんこん				1	27.5	14		れんこん				1	27.5	14					
ごま				0	8	5.5		ごま				0	8	5.5					
果樹類	いちじく				5	11.5	12.0		いちじく				5	11.5	12.0				
	うめ				8	9.0	6.0		うめ				8	9.0	6.0				
	温州みかん				10	12.5	10.0		温州みかん				10	12.5	10.0				
	かき				3	6.0	4.0		かき				3	6.0	4.0				
	かんきつ				6	12.0	9.0		かんきつ				6	12.0	9.0				
	※温州みかん除く								※温州みかん除く										
	キウイフルーツ				5	4.5	4.0		キウイフルーツ				5	4.5	4.0				
	くり				2	3.5	2.5		くり				2	3.5	2.5				
	ずも				5	15.5	14.5		ずも				5	15.5	14.5				
	なし				9	7.0	7.0		なし				9	7.0	7.0				
	ぶどう	デラウェア ★	露地			11	6.0	6.0		ぶどう	デラウェア ★	露地			11	6.0	6.0		
			施設			10	8.0	8.0				施設			10	8.0	8.0		
デラウェア以外 ★		露地			12	7.0	6.0		デラウェア以外 ★		露地			12	7.0	6.0			
		施設			10	5.0	5.0				施設			10	5.0	5.0			
もも				9	8.5	5.5		もも				9	8.5	5.5					
アイリス				2	9.5	4.5		アイリス				2	9.5	4.5					
花き類・ 観葉植物	きく	夏小ぎく ★			12	11.5	10.5		花き類・ 観葉植物	きく	夏小ぎく ★			12	11.5	10.5			
		秋ぎく ★	半電2度切り以外		21	12.0	11.0				秋ぎく ★	半電2度切り以外		21	12.0	11.0			
		半電2度切り			19.0	14.5				半電2度切り			19.0	14.5					
	けいとう				3	2.5	1.5			けいとう				3	2.5	1.5			
	チュウリップ				5	5.5	4.5			チュウリップ				5	5.5	4.5			
	はぼたん				4	8.0	7.0			はぼたん				4	8.0	7.0			
フリージア				3	8.0	4.0		フリージア				3	8.0	4.0					
ゆり				10	13.0	14.0		ゆり				10	13.0	14.0					
樹木類	まつ	ごようまつ以外 ★	成木		4	2.5	2.0		樹木類	まつ	ごようまつ以外 ★	成木		4	2.5	2.0			
		苗木			3			苗木					3						
		ごようまつ ★	成木		4					ごようまつ ★	成木		4						
			苗木		3	8.0	8.0					苗木		3	8.0	8.0			

★ なす、ぶどう、きく、まつについては、申請に当たって品種等の記載が必要です。

(注) 養液栽培の場合には、次のような使用済み養液の適正処理を行う。  
①液肥としての利用 ②循環利用 ③作物に吸収させる 等

◎ 栽培基準は農業使用延べ成分回数及びチoppの化学肥料上限使用量。リン酸については従来の基準内で使用するよう努める目標値とし、栽培基準には含めない。

◎ 栽培期間の表示のある作物  
栽培期間の長さ(月数)により、農業上 限使用延べ成分回数、化学肥料上限使用量を比例計算する。

◎ 有機農産物の日本農林規格において使用が認められている農薬については、農業使用回数にカウントしない。

◎ 種子購入時に種子消毒としてすでに使用されている農薬については、農業使用回数にカウントしない。  
ただし、種子の購入後に行う種子消毒は農業使用回数にカウントする。  
(例) 共同育苗施設から水稲の苗を購入・使用する場合  
育苗センターで実施する種子消毒、育苗時に使用した農薬をカウントする。

〔農業成分数カウント例〕

- 箱施用剤にフジワンプリンスを使用した場合  
農業成分が、イソプロチオランとフィロニルの2成分のため、2回と数える。
- 除草剤にクサトリエースLジャンボを使用した場合  
農業成分が、カフェントロール、ダイムロン、ペンシルフロルメチルの3成分のため、3回と数える。

★ なす、ぶどう、きく、まつについては、申請に当たって品種等の記載が必要です。

(注) 養液栽培の場合には、次のような使用済み養液の適正処理を行う。  
①液肥としての利用 ②循環利用 ③作物に吸収させる 等

◎ 栽培基準は農業使用延べ成分回数及びチoppの化学肥料上限使用量。リン酸については従来の基準内で使用するよう努める目標値とし、栽培基準には含めない。

◎ 栽培期間の表示のある作物  
栽培期間の長さ(月数)により、農業上 限使用延べ成分回数、化学肥料上限使用量を比例計算する。

◎ 有機農産物の日本農林規格において使用が認められている農薬については、農業使用回数にカウントしない。

◎ 種子購入時に種子消毒としてすでに使用されている農薬については、農業使用回数にカウントしない。  
ただし、種子の購入後に行う種子消毒は農業使用回数にカウントする。  
(例) 共同育苗施設から水稲の苗を購入・使用する場合  
育苗センターで実施する種子消毒、育苗時に使用した農薬をカウントする。

〔農業成分数カウント例〕

- 箱施用剤にフジワンプリンスを使用した場合  
農業成分が、イソプロチオランとフィロニルの2成分のため、2回と数える。
- 除草剤にクサトリエースLジャンボを使用した場合  
農業成分が、カフェントロール、ダイムロン、ペンシルフロルメチルの3成分のため、3回と数える。

# 大阪エコ農産物認証事業実施要綱の運用細則 新旧対照表